

北方領土問題に対する基本的視角

——交渉理論より——

松原 望

北方領土問題

「北方領土」問題は、北海道のみならず、日本全体のかかえている大きな外交、政治問題である。ふつう、この問題を語るには、130年以上も前、安政年間の日露通好条約にさかのぼるのであるが、基本的には、第二次大戦中、および後の、日本をめぐる終戦、戦後処理、特に、サンフランシスコ対日講和条約における領土の取扱いにその淵源を発する。

北方領土問題は、一般に領土問題がしばしばそうであるように、国権主義的ナショナリズム高揚の好材料とされてきた。しかし、もっと重要な問題は、終戦来40年以上も経ているにもかかわらずわが国と、唯一、ソ連の間に平和条約が結ばれておらず、21世紀を迎えるわが国の、外交戦略の一大展開の視野が、もう1つ十分に開ききれない、ということである。

北方領土問題自体がむずかしいのは、それが規範の問題（国際法、あるいはその背後の条理）か、あるいは事実の問題（困難な状況を打開するために、現実を重視）かが、錯綜しており、そのいずれかを強調すれば、イデオロギーを背後にする「神々の争い」にならざるをえないからである。思うに、どちらの態度をとるかは、論者の自由で

あるが、それはあくまで、論者の態度の選択であって、問題の現実そのものは、常に二面性、それも複雑に入り組んだ二面性を有するものである。

昨今、二島返還論（歯舞、色丹両島返還）が浮上するにつれて、論争ないしは、混乱は、いっそう度を加えている。規範的思考からは、現実への節度のない投降、事実的思考からは、一步でも前進するための思いきった現実的決断と、批難あるいは評価されている。決定科学、交渉理論を研究の分野にしてきた者にとって、これらの接近法は、ともに不十分とうつらざるをえない。

これらの理論に代表される、いわば欧米式思考法がすべてよいというのではないが、少なくともそれは一定の程度に成熟し、そこで生きてきた人々の中では、ひとつの確信となっているものである。その立場からすると、論法や問題の設定自体がやや奇異とうつつる点が、いささかある。決定科学、交渉理論の立場から、問題のとらえ方、それから導かれるいくつかの現実の政策指針などを述べる。数理モデルも可能であるし、実際に作成もしたが、問題自体の複雑さによって、紙幅に余裕がなくなったので、今回は割愛する。

あらかじめお断りしておくが、小生の私見は、節度のない「二島返還論」には反対するものであるが、いわば大戦略 *grand strategy* として練られた長期戦略の、戦術的一環としての二島返還論は、一考に値すると考えるものである。

まつばら のぞむ 東京大学 教養学部

〒153 目黒区駒場3-8-1

図1 千島^{ヘボマイ}、齒舞群島^{シコタン}、色丹島

位置、発音は、Times Atlasの(露語の)英音訳に依る。樺太千島交換条約中の呼称、高野(「国際法から見た北方領土」);平凡社版「日本地図」に依拠、外務省資料(「われらの北方領土」)は相互に、細部で異なる。番号は、原則として交換条約中の列挙順序。

9. Times Atlasには、この呼称ではなし。外務省資料ではムシル「列岩」。13. Times Atlasには、これのみ。交換条約には、ウシシル島あり。逆に高野、外務省資料には、スレドネワ島なし。17. Times Atlasでは露語複数'Ostrova'で表示。交換条約では、二島を列挙。* シリンキ島、チリシコタン島は、交換条約からは脱落。もっとも、前者は、3に付属か。



「北方領土」とその事実

「北方領土」とは、結局、「^{クナシリ}「国後」^{エトロフ}「択捉」の二島(便宜的に、南千島と呼ばれる)、および、「^{ヘボマイ}「齒舞」^{シコタン}」の二島の呼称である。(いずれも、付属諸島を含む。なお、ハボマイは群島である。)このうち、ハボマイ、シコタンについては、比較的事情が簡単であるが、クナシリ、エトロフについて、特に事情が複雑である。(千島全体については、図1参照)

事実の経過をかいつまんで述べよう。(表1、資料参照)。安政の日露通好条約では、エトロフ、ウルップ両島間を日露国境と制定、樺太を雑居地とする。1875(明治5)年の樺太千島交換条約では、北千島(ウルップ島以北、シュムシュ島までの18島)を獲得、樺太を放棄。日露戦争の結果、

1905(明治38)年のポーツマス条約で、樺太の北緯50度以南(南樺太)を日本に割譲。この時点では、北樺太が露領であるのを除いて、南樺太、南・北全千島、ハボマイ、シコタンが、すべて日本領の状態となる。

この状態が、第二次大戦への日本の参戦の直前まで続く。1941(昭和16)年8月の、英米の、第二次大戦に対する(対ナチス)戦争指導の原則をうたった大西洋憲章は、英米は領土の増大を欲しないと述べ、また、戦中の1943(昭和18)年、米英中の日本に対するカイロ宣言も、同盟国には領土拡張の考えはない、と宣言する。これらは「領土不拡大の原則」といわれる1つの流れである。

ところが、この流れに、今日の北方領土問題の遠因をなす大きな波乱が生じる。1945(昭和20)年2月米英ソ(この時点では参戦していない)の

表1 サンフランシスコ条約までの経緯

南千島 樺太 南 齒舞 (国後) 色丹 (択捉) 北千島				
日・露	日	日	露	通好条約 (日露)
露	日	日	日	交換条約 (日露)
北50°南				
露	日	日	日	ポーツマス条約 (日露)
領土の不拡大				
英米共同宣言 (大西海洋憲章) (米英)				
領土の不拡大				
カイロ宣言 (米英中)				
ソ	ソ	日	?	ソ
(返還)		「千島列島」 (引渡)		
残す領土のみ規定				
ボツダム宣言 (英米中(ソ))				
「千島列島」				
ソ	(ソ)	ソ連 占領	?	(ソ)
(放棄)		(放棄)		
サンフランシスコ 対日平和条約 (除くソ連)				
() は事実上の支配				
樺太 南 齒舞 南千島 北千島 樺太 色丹 (カ)				

ヤルタの秘密会談において、ソ連は米英に対し、欧州での対独第二戦線の構築を要求し、米は、日本の頑強な抵抗で苦戦して、ソ連に対し、対日参戦を要求した。(この事情は、意思決定理論、交渉理論の上で興味深い*)。代償として、ヤルタ協定ではソ連に「樺太の南部およびこれに属するすべての諸島」が「返還され」、さらに「千島列島」が「引き渡される」べきことを合意した。千島は「返還」でなく「引き渡し」である。さらに、前者には、日本の「背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利」(ポーツマス条約をさす)という限定句がつくが、後者は、まったく無限定である。

(*) 実は、スターリンは参戦をもともと欲していたが、「欲しない」ということにより、ルーズベルトに多大な要求を承認させたといわれる。これは、負の信号系 negative signaling といわれるものである。(この事実は、Ikke によって指摘されている)

北千島が、交換条約により平和的に、まして南千島はそれ以前より、帝政ロシアも(通好条約で)承認して、日本領となっていた以上、「引き渡し」は(とりわけ、クナシリ、エトロフの南千島は)領土不拡大の原則に矛盾したはずである。ここに問題の発端がある。

ヤルタ協定は、米英中(ソ)の、対日終戦処理のためのボツダム宣言に影をおとす。しかし、ヤルタ協定は極秘の秘密協定であったから、単に「カイロ宣言ノ条項ノ履行セラレルヘク」とし、残す領土だけを「本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島」と規定した。本来は、講和会議で確定すべきものだからである。

そのサンフランシスコ対日講和会議の、対日平和条約の領土問題の規定(第2条(C)項)が、今日の北方領土問題の直接の根源である。「千島列島」は、沿革も範囲も示されぬまま無限定であり、さらに「日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として獲得した樺太」云々は、ヤルタ協定のほぼそのままである。すなわち、ヤルタ協定の延長上にあり、その矛盾をも引きついでいる。

さらに問題を複雑にするのは、領土権の「放棄」である。放棄された後の帰属先は明示されていない。当時の米国としては、ヤルタ協定は無視できず、さりとて、文言通りの実現には抵抗をおぼえるようになっていた。ソ連は、対日平和条約には不参加であったが、その反対理由の1つは、領土の帰属先が明示されていなかったことである。

論理的には、放棄された領土の帰属を確定する国際会議の開催にまつべきものである。実際、吉田全権の主張に対し、米国の当時の態度がそれであり、その限りでは、わが国に対しては冷淡であった。(後に、態度を変更する。)これは、依然、ヤルタが影をおとしていたものと考えられる。

1952(昭和27)年の、この講和会議以降も、日ソの平和条約は締結されていないが、1956(昭和31)年の日ソ共同宣言は、それに到る1つの成果である。1つには、ハボマイ、シコタンの返還

(「引き渡し」と表現されている)が、平和条約締結時に行なわれるべきことが同意された。ただしソ連は、1960(昭和45)年、日米安保条約締結を理由に、一方的に付加条件(外国軍隊撤退)を付し、日本もそれに反論し、両国関係は後退する。

結論としていえば、ソ連は、今日まで一貫し、両国間に「領土問題」が存在することを認めず、日ソ共同宣言にも、この語の入るのを許さなかった。唯一の例外は、その直前に交わされた、いわゆる松本・グロムイコ交換公文があるのみであり、現在の日ソ関係において、日本が達成しているポジションはここまでである。また、ほぼ同時期に、日ソ交渉に対する米国覚書が出された。内容は、米国がはじめてとった、全面的日本支持の態度を中心とするものであり、画期的内容であったが、いかんせん、時期を逸し、「出し遅れの証文」の観があった。(関連して、後述。)

日ソ関係の性格

北方領土問題を分析するにあたり、日ソの基本的関係をどのように認識するか、その型を論じておく必要がある。この型のどれが「正しい」という問題ではなく、この認識が根本にあって、問題に対する対応の論議がなされるにもかかわらず、その認識が当然のこととして、論者が意識もしない、ということが多々あるからである。

(イ) 日ソ^{ゼロサム}零和関係説

日ソを、互いに食うか食われるかの敵対関係にのみあると認識する立場である。確かに領土は生産できず、既定の領域の、零和(あるいは定数和)的分割が問題の中心であるとする考えは、純理論的には可能である。しかし、外交は国家の行為であり、領土は国家の一要素にすぎない。極端な国権主義の信奉者は、領土を国権の象徴としてこの立場をとるであろうが、個人の心情はとにかくも少なくとも今日において、この立場が世論の中で何がしかのまとまった一角を形成するとは考えられない。

(ロ) 日ソ非対称関係説——非零和説Ⅰ

日ソは、ある割合、共通の利益を有する。多面的、実質的に考えれば、経済、技術協力、文化などの面において、そのような面は多い。しかし、敵対関係も、もとより存在し、その中では、ソ連に力の優越性があるとする立場。世界としてみた場合、単独の意思決定で、短、中期的に、世界の状況に有意のインパクトを与え得、また世界各国も、そのように認識している国家は、米ソ二国のみとする基本的見方から、日ソの力関係も、力では、ソ連に劣ることは否定できない、とする立場である。冷戦中の二極政治の構造は現実のものであったし、北方領土問題の起源も経緯もここにこそ存する、ということは確かである。問題は、世界が、いわゆる「相互依存」へと移行しているならば、この認識が、どの程度基本的に維持できるものか、あるいはできないか、さらにまた、現在は過渡期と認識すべきか、ということである。

(ハ) 日ソ対称関係説——非零和説Ⅱ

これは、前項の非対称関係説の対極(ただし、非零和の点は同じ)にあるもので、主として、総合的な政治経済 political economy の立場からすれば、ソ連の国力は総じて長期的に低落傾向にあり、日本は相対的に上昇傾向にある。したがって前説の日本の劣位は、少なくとも補われて対等、ないしは、さらにクロス・オーバーし、日本が優位に立つことさえ可能であるとする説がある。主張としては、比較的新しい、1つの時局認識である。しかし、対称(等)関係にあるならば、どのような今後の展開や状況となるのか(*)、対等であるがゆえにかえって将来の見通しが立てにくく、不確定さが避けられない。

以上の、それぞれの認識は、交渉力 bargaining power という概念を通じて、異なった戦略を導き

(*) 囚人のジレンマの状況を考えるのは、1つのモデル化であるかもしれないが、日ソ両国が、このナッシュ均衡点(この場合、共貧関係)に陥っているという事実認識は、十分に根拠を見出しえないであろう。

出す。とりわけ、二島返還論に関する賛否、是非の議論の根底には、日ソ関係に対する認識の差が大きく介在していることは否定できない。

二島返還論

二島返還論は、四島一括返還論に対して、まず、ハボマイ、シコタンの二島の返還を目的として交渉を行なうことを主張（ないしは容認）する立場をいう。これが論議を呼ぶのは、あとの肝腎の二島クナシリ、エトロフの条件についてである。論理的には

- a)クナシリ、エトロフが未解決の「領土問題」であることを、ソ連に承認させ、将来において返還交渉を行なう（継続交渉）、
- b)クナシリ、エトロフの返還は断念する（二島放棄）、

の2通りがある。aは、実現すれば、最善のコースとなる現実論とされるが、問題点として、継続交渉の保証の取付けに失敗すれば、bの二島放棄につながる危険が指摘される。これが「二島返還論」すなわち「二島放棄論」に他ならない、とする主張の内容である。その基本には、国際法、あるいは、その背景にある法理からすれば、四島一括返還の要求が正しく、それ以外にありえないという論理がある。

逆に、二島返還論の主張は、ソ連の公式的立場が「日ソ間に領土問題は存在しない」という強硬なものである以上、かつての1956年松本・グロムイコ交換公文のハボマイ、シコタン返還の取り決め（二島返還論への最初のコミットメントであるとされる）の線まで、両国関係を改善することが必要であり実利的でもあるとする、1つの現実論である。

二島返還論の評価

そこで、意思決定理論、交渉理論の立場から、二島返還論の評価を試みよう。

1. 日ソ関係の基本認識

日ソの力関係において、日本が明確に優位に立つとは、現在でも、あるいは相当先の将来においても、いえない。対等であるとも、断言できない。しかし、総合的にみた場合、日ソの隔差が縮小しつつあることは、ソ連の内政の改革（ペレストロイカ）が緊急の課題であること、核の力の現実の使用可能性も低下していることなど、もろもろの根拠から確かである。また、この傾向は今後も続くであろう。力関係が非対称である面はなお否定できないが、将来動向として、対称関係に近づいていくことは、十分予想される。

2. 交渉力

基本的な関係がそのようなものである以上、交渉理論の帰結は、要求や信頼の最初の提出者は、先方であるということである。いいかえれば、先に頼む者は、頼まれる者に対して、自己のポジションを悪化させる。これは、交渉の1つの大きな原則である。日本から先にアクションを起動した場合、前述のaの継続交渉に至ることは難しく、bの二島放棄に至る可能性は小さくない。その意味で、二島返還論に対する懸念には理由がある。

同じ理由により、ソ連から「領土問題を継続交渉する」旨の明文の条件付で、二島返還が、提案ないしは示唆されてきた場合は、正念場であるとともに、チャンスである。それまで待てばよい。

二島返還論は、時間の経過とともに、その可能性は低下すると論じるが、これは必ずしも論理的ではない。一般的にいえば、時間は可能性そのものであり、今の場合においても、対応の仕方によっては、可能性が増加することも考えられる。

3. クレディビリティ(*)

Credibility の訳である。広い意味で、交渉者が自己の要求について、誠実、真実である（「まじめ」、「本気」の語が一番近い）ことが、相手から信用（認識）されることである。交渉には、交渉者の要求のクレディビリティが高いことが必要で

(*) 数理的には、主観確率と、ベイズの定理による展開が、一番近い数理モデルとなるであろう。

ある。不可能と要求者も認識している要求は、相手を憤激させ、混乱させるだけであり、誠実な対応を引き出さない。野球のボールが窓ガラス（ふつうの）を破り、かつその音で受験生の試験勉強が妨害されたとして、10万円を要求することはクレディビリティが低い。2,3万円なら、高いといえる。「四島一括即時返還」は、レトリックとしてならば、クレディビリティはそれほど低くない。北千島の18島返還は、国際法的には理由があるが、当面はクレディビリティは低い。二島返還論は、一般的には高いといえるであろう。

相手の品性や人格の批難、攻撃は、しばしば要求のクレディビリティを低下させる。残念ながら、北方領土問題に名を借りた、反ソ宣伝、国内政治への利用は数多いが、クレディビリティを低下させるものとして、有害、無益である。敵に慎しむべきものである。

4. Tit-for-Tat 戦略(*)

しばしば、ソ連を「旅人」にたとえて、「太陽と北風」のイソップ寓話に、北方領土問題を擬人化するたとえが行なわれる。一般的には、親和的、友好的方策が有効でありうることは事実であり、また、特定の状況において、この方策が、最も優先度の高い政策として実施されるべきことも多い。良好な時期の日米関係、あるいは戦前の米英関係がその例であろう。その場合、この寓意は、寓話をまつまでもなく、ほぼ自明である。また、現実には、日本は、ソ連たる「旅人」の高空に輝く、一方的に慈愛深い「太陽」ではなく、逆は、やや可能性があるが、それでも、現実論からほど遠い。政策論からは、ほとんど効用のない寓話である。

意思決定理論から提案される戦略に、Tit-for-Tat 戦略があり、いわゆる「囚人のジレンマ」状況の中では、その最適性が立証されている。しいて訳せば、「お互いさま」戦略である。まず、両

(*) ゲーム理論家A.ラポポート、あるいは、R.アセルロッドによる。

者は、協力(友好的)戦略ではじめる。(北方領土問題は、すでに開始されているので、これは無視する。)次回以降は、協力、敵対の二戦略のうち、相手が前時点(前回)とった戦略で対応する。すなわち、協力には協力で応じ、敵対には敵対で応じる。後者は、いわば、利用 exploit されないために必要となるものである。相手の敵対に対し、協力で対応した場合、相手はますます、“かさ”にかかって、敵対戦略を頻発し、事態はむしろ悪化する。北方領土問題において、この戦略を基本的発想におくべきであろう。無意味に反ソ、あるいは親ソになるべきでなく、精確かつ適切な行動選択をダイナミックに行なうことが、日本にとってよく、ソ連にとっても行動しやすい環境を作るのである。

5. 戦略的拘束

一般的に、交渉者の行動の自由度が大なるほど交渉力は大であるといわれる。(たとえば、自由裁量、あるいは、法令による権限付与は、その自由度を増加させる。)しかし、この通則は必ずしも真ではないというのが、交渉研究者の一般的な見解である。「紛争の戦略」Strategy of Conflict で有名なシェリングは、その一例として、権限のない交渉者は手ごわい交渉者である、なぜならば、彼は、譲歩することを許されていないから、と述べる。いいかえれば、自らが拘束されることは、交渉力の増大に寄与することがある。いまひとつの例として、日本の官庁で、権限が、部局さらには各担当者ごとに細分的に定義されていることは日本の交渉者を交渉の場面で、恐るべき交渉者にする。もとより、これの当否、是非は別問題である。

1956(昭和31)年の、日ソ交渉に対する米国覚書は、「サンフランシスコ条約は、日本によって放棄された領土の主権帰属を決定しておらず、…同条約とは別個の国際的解決手段に付せられるべきものとして残されている。いずれにしても日本は、同条約で放棄した領土に対する主権を他に引

き渡す権利を持っていないのである。」たしかに、同条約28条は、「いずれかの国〔たとえば不参加のソ連——著者注〕との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行なったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼされなければならない」とする。すなわち、日本にとって、二島返還論の中で、エトロフ、クナシリ、南千島（考え方によっては、北千島も含めた千島全体）を、ソ連に引き渡す義務がないことはもとより、**権利もない**のである。これは、アメリカの日本に対する拘束である、日本の、あるいは日米の見方では、これは打ち破らねばならぬ束縛とみる見方が多いようであるが、ダレス國務長官の意図は、日本の立場を強めるためであるとされた。ここに、彼我の交渉観の違いがある。日本としては米国の拘束は、日本の交渉上の地位を高めるものであっても、低めるものではない、少くとも、この拘束を負債よりは資産として考えてみる必要があるであろう。

わが国は、長い間独居して暮してきた国家である。いまは、交渉の諸原則や定石（跡）を整理した上で、それに添った戦略の立案を、一度は考えてみるべきではなからうか。北方領土問題は、その大きな試金石である。少なくとも、北海道の人々はそれぐらいに聡明であってほしいと思う。

文 献 資 料

1. 学術資料

国際法学会「北方領土の地位」『国際法外交雑誌』第60巻（昭和37年3月刊）

大郷正夫「北方漁業と関連問題」（上）、『レファレンス』1977.3.314号 国立国会図書館調査立法考査局

大郷正夫「北方漁業と関連問題」（下）、『レファレンス』1977.5.316号 国立国会図書館調査立法考査局

高野雄一「第2次世界大戦と日本の領土問題」、『レファレンス』1979.12.347号 国立国会図書館調査立法考査局

2. 一般向け資料

吉田嗣延「北方領土」時事通信社

1987年10月号

外務省大臣官房国内広報課「われらの北方領土」

高野雄一「国際法からみた北方領土」岩波ブックレット No.62 岩波書店

3. 新聞・雑誌による論調

サンケイ「迷い出た二島返還論の亡霊」1986.11.7

日経「ソ連の提起警戒」1986.10.28

サンケイ「今なぜ北方二島返還論か」1986.12.14

毎日「返還求めきょう“北方領土の日”」1986.2.7

朝日「北方領土の部分返還交渉を」1986.11.30

朝日「二島返還論を外務省は警戒」1987.2.9

和田春樹「北方領土問題についての考察」『世界』岩波書店 1986.12月号

伊藤憲一「北方領土“二島返還論”を疑う」『諸君!』文藝春秋 1987.2月号

中嶋嶺雄「北方領土“二島返還論”はタブーか」『諸君!』文藝春秋 1987.3月号

伊藤憲一、中嶋嶺雄「北方領土返還二島か四島か」『諸君!』文藝春秋 1987.4月号

その他、1977年以降発刊の北方領土関連文献（国立国会図書館の蔵書にあるもの）

資 料（関連部分のみの抄）

1. 日本国魯西亜国通好条約（1855年2月7日於下田調印、1856年12月7日於同所本書交換）

第2条 今より後日本国と魯西亜国との境「エトロフ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロフ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし

2. 樺太千島交換条約（1875年5月7日「セント・ピーターズブルク」ニ於テ署名、1875年8月22日東京ニ於テ批准書交換）

第1款（中略）而後樺太全島ハ悉ク露西亜帝国ニ属シ「ラベルーズ」海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

第2款（中略）而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラバッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

3. 英米共同宣言（大西洋憲章）（1941年8月大西洋上ニ於テ署名、同月14日公表）

1. 兩國ハ領土の其ノ他ノ増大ヲ求メス。

4. カイロ宣言（1943年11月27日「カイロ」に於テ署

名)……又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず……

5. ヤルタ協定 (1945年2月11日の「ヤルタ」会議にて署名, 1946年2月11日米国國務省より発表)

1. 外蒙古(蒙古人民共和国)の現状が維持されること。
2. 1904年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること。
(a) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島がソヴィエト連邦に返還されること。(b), (c)略
3. 千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること。

6. ポツダム宣言 (1945年7月26日「ポツダム」ニ於テ署名)

8. 「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州, 北海道, 九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

7. 日本国との平和条約 (1951年〔昭和26年〕9月8日署名, 1952年〔昭和27年〕4月28日発効)

第2章 領域 第2条(領土権の放棄)

(c) 日本国は, 千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利, 権原及び請求権を放棄する。

8. サン・フランシスコ平和会議における吉田全権の発言 (1951年9月8日)

「千島列島および南樺太の地域は, 日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます。」

「また, 日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終戦当時たまたま日本兵營が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。」

9. 日ソ交渉に対する米国覚書 (1956年9月7日)

米国はいわゆるヤルタ協定なるものは, ……その当事国によるなんらの最終的決定をなすものでなく, また領土移転のいかなる法律的效果を持つものでないと認めるものである。

サン・フランシスコ平和条約……は, 日本によって放棄された領土の主権帰属を決定しておらず, ……同条約とは別個の国際的解決手段に付せられるべきものとして残されている。

いずれにしても日本は, 同条約で放棄した領土に対する主権を他に引き渡す権利を持っていないのである。(中略)

米国は, 歴史上の事実を注意深く検討した結果, 択捉, 国後両島は(北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに)常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり, かつ, 正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した。(以下略)

10. 日本国政府全権委員からソヴィエト連邦第一外務次官にあてた書簡 (1956年9月29日)

これに関連して, 日本国政府は, 領土問題を含む平和条約締結に関する交渉は両国間の正常な外交関係の再開後に継続せられるものと了解するものであります。(一部抄)

11. ソヴィエト連邦第一外務次官から日本国政府全権委員にあてた書簡 (1956年9月29日)

ソヴィエト政府は, 前記の日本国政府の見解を了承し, 両国間の正常な外交関係が再開された後, 領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を継続することに同意することを言明します。(一部抄)

12. 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言 (1956年10月19日モスクワで署名)

ソヴィエト社会主義共和国連邦は, 日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して, 歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし, これらの諸島は, 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

13. ソ連政府の対日覚書(抄) (1960年1月27日日米安保条約締結に際し)

ソ連邦は, 極東における平和機構を阻害し, ソ日関係の発展にとって支障となる新しい軍事条約が, 日本によって締結せられるような措置を黙過することはもちろんできない。(中略) よってソ連政府は, 日本領土から全外国軍隊の撤退及びソ日間平和条約の調印を条件としてのみ, ……日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える。

14. 日本政府の対ソ連覚書(抄) (1960年2月6日ソ連への反論)

(中略) さらにまた日ソ共同宣言が調印された際, すでに無期限に有効な現行安全保障条約が存在し, 日本国に外国軍隊が駐留しており, 同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである。この事実からしても日ソ共同宣言における合意がいささかの影響も受ける事由は存しない。